

墓地を使用される方へのご案内

中 標 津 町

(担 当)
町民生活部 生活課 環境衛生係
電話：0153-74-0890

墓地使用許可を得る上での注意事項

○ 使用者の資格

中標津町に住所がある方でなければなりません。尚、本町に住所が無い場合は、町内に住所がある方を中標津町墓地条例およびこれに基づく規則等に定める一切の事項を処理できる代理人として選定する必要があります。

○ 使用料（永代使用料）

使用料は使用許可を受ける際に納付して下さい。

| 場 所 | 使 用 料 | |
|---------------|---------------|----------|
| 中 標 津 墓 地 | 1 区画 (9.72㎡) | 30,000円 |
| | 1 区画 (12.0㎡) | 30,000円 |
| 中 標 津 第 2 墓 地 | 1 区画 (9.72㎡) | 63,000円 |
| | 1 区画 (19.44㎡) | 126,000円 |
| 計 根 別 墓 地 | 1 区画 (9.9㎡) | 10,000円 |

※ 既納の使用料は返還いたしません。

○ 墓碑の建立

使用者は使用許可を受けた日から3年以内に墓碑等の建立をしなければなりません。墓碑等の設置基準がありますのでご注意願います。

1. 墓碑及びこれらに類する設備の高さは2.3メートル以下とする。
2. 階段工の高さは0.5メートル以下とする。
3. 盛土の高さは0.3メートル以下としその周囲は石材又はコンクリートにて土留めしなければならない。
4. 囲障を設ける高さは0.5メートル以下とし、木造、コンクリート造、石造、生垣その他町長が管理上適当と認める材料とする。
5. 樹木の高さは1.5メートル以下とし隣接墓地、通路等施設に障害を及ぼさないこと。
6. 上屋類は設けてはならない。

○ 使用許可の取り消し

使用者が次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

1. 使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても継承する者がいないとき。
2. 使用者が許可を受けた日から使用をなさず3年を経過したとき。
3. 不正の申請をして許可を受けたとき。
4. 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
5. 使用者が転貸したとき。
6. 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

○ 墓所へのお骨の埋葬

使用許可を受けた墓所にお骨を納骨する場合は必ず埋葬等届を提出して下さい。

○ 使用区画の返還

使用者は墓地の区画が不用となったとき、又は使用許可を取り消されたときは、その場所を原型に復旧して返還しなければなりません。（※ 既納の使用料は返還いたしません。）

○ その他注意事項

1. 墓碑、石碑等の区画内の管理（草刈・清掃等）は使用者の責任で行って下さい。
2. 使用区画は区画番号順となっておりますのでご了承願います。
3. 墓参の際の花や供物及びごみは必ず持ち帰って下さい。
4. 墓地の管理に支障を及ぼす行為は行なわないで下さい。

ご使用上の諸手続き一覧表

| 申 請 理 由 | 申 請 書 類 | 説 明 |
|---|--|--|
| 墓所の使用許可を得る場合 | 墓地使用許可申請書 (第2条 様式第1号) | 申請と同時に使用料を納めて頂くと許可証が交付されます。使用区画は番号順となっております。 |
| 墓地使用許可証を亡失又は汚損した場合 | 墓地使用許可証 再交付申請書 (第4条 様式第3号) | |
| 使用者の本籍、住所、氏名の変更があった場合 | 変更届 (第5条 様式第4号) | 本籍、氏名の変更の場合のみ住民票等の添付書類が必要となります。 |
| 本町に住所を有していない方が、使用許可を得る場合や、許可を受けた時点では本町に住所を有していた方が転出した場合 | 代理人届 (第6条 様式第5号) | 町内に墓所区画管理一切の事項を処理できる代理人の選定が必要です。 |
| お骨を墓地に納骨する場合 | 埋葬等届 (第7条 様式第6号) | お墓に納骨する場合は全てについて必要になります。 |
| 墓碑を建立、撤去、改築するとき | 工事着手届 (第8条 様式第7号) 工事完成届 (第8条 様式第8号) | 設計図や平面図を添付して必ず承認を受けてから着工し、完成後は工事完成届を提出して下さい。 |
| 相続人に承継、親族に譲渡、他の者の所有する区画と交換する場合 | 権利移転許可申請書 (第10条 様式第9号) | 権利を親族の方に譲渡する場合は本人の承諾が必要です。 |
| 墓地の区画が不要となった場合 | 墓地返還届 (第11条 様式第10号) | 区画を原型に復旧して許可証を返還して下さい。納骨している場合は改葬の手続きをして下さい。納入済の使用料は返還いたしません。 |
| 町内の寺院の納骨堂又は墓地にあるお骨を他市町村へ移す場合 | 改葬許可申請書 ※許可申請手数料300円 | お骨全部について提出して下さい。この手続きを行わなければ他市町村の墓地等へ納骨できません。寺院より遺骨安置証明書等の交付を受けて下さい。 |